

障がい者活躍推進計画

機関名	愛西市役所
任命権者	愛西市長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
愛西市役所における障がい者雇用に関する課題	<p>愛西市役所においては、法定雇用率を上回っていますが、定年退職も予定されているため、継続的に採用試験を実施している。</p> <p>法定雇用率の達成を維持するとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために、更なる体制整備や相互理解のための取組が必要であるため、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
目標	
採用に関する目標	<p>【実雇用率】法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.78%（特例認定）</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
定着に関する目標	<p>職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。</p> <p>○計画期間内に組織内の体制（産業医、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに組織外の関係機関（愛知労働局、津島公共職業安定所、その他）と連携体制を構築し、障がい者の活躍推進を実施できるように役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で情報共有する。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任者予定者も含む。）について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、1名以上厚生労働省又は愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障がい者や採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回職務整理表やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境整備として、各施設の改修に向けて、障がい者である職員の要望を踏まえて、環境整備を検討する。</p> <p>○定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○大学生を対象としたインターンシップの中で障がい学生の受入や特別支援学校の生徒や就労支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を実施する。</p> <p>○採用選考に当たり、今後も障がい者からの要望を踏まえ、選考方法や職務の選定を工夫し、障がい者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <p>特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</p> <p>自力で通勤できることといった条件を設定する。</p> <p>介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定をする。</p> <p>「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</p> <p>特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>